

農業分野における銀行等の民間金融機関の 参入促進

写

19経営第3447号
平成19年9月3日

都道府県農業信用基金協会会長理事（理事長）殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業信用保証保険制度の適正な運営について

我が国の農業をめぐる状況として、農業生産の担い手が高齢化等により減少してきており、担い手を育成・確保することが喫緊の課題となっている。

近年、農業以外の他産業から農業に参入する例が増えてきており、これに伴い、地方銀行、信用金庫等、農業協同組合以外の地域金融機関による農業分野に対する融資の取組みも増えてきている状況にある。こうした事例が増えてきていることは担い手の育成・確保の観点から望ましいことであるが、農業協同組合以外の金融機関については、農業信用保証保険制度の情報不足などから、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証利用が進んでいない状況にある。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり、農業信用保証保険制度の適正な運営に努めるとともに、関係者への制度の普及に努められたい。

また、農業経営改善促進資金（以下「スーパーS資金」という。）についても、下記のとおり、農業協同組合以外の金融機関に対する保証の取扱いが適正に行われるよう留意されたい。

記

1 農業信用保証保険制度の適正な運営

（1）保証対象者及び融資機関についての留意事項

農業信用保証保険制度の対象者には、「農業に従事する者」を含むが（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号）、これには、例えば、建設業者等が農業者からの委託を受けて農作業の一部を行うような場合も該当すること。また、保証保険の対象者が法人である場合、その法人の形態は問わないこと。

農業信用保証保険制度の対象となる融資機関には、銀行又は信用金庫も含まれること（法第2条第2項第5号及び法施行令第2条）。

(2) 保証料以外に必要な出資金等の説明

基金協会は、農協の組合員以外の者、銀行又は信用金庫等から保証利用について相談があった場合並びに保証対象者から融資機関に対して説明を行うよう要請があった場合には、次に掲げる事項について十分に説明することとする。

- ① 保証対象者が農業協同組合の組合員以外の者である場合、保証を利用するに当たって農業信用基金協会の会員になることが必要であること、会員になるためには、1口(1万円)以上の出資金が必要であること、当該出資金の性質(特に脱退の際の払戻しのルールについて)、具体的な金額
- ② 保証利用額に応じた負担金を融資機関又は保証対象者に求めている場合には、当該負担金の性質、算定方法、具体的な金額

なお、基金協会は、保証料以外を負担金を求めることとしている場合は、負担金の性質や算定方法等について予め明確なルールを定めておくこととする。

(3) 信用保証協会との連携

中小企業者に対する保証機関である信用保証協会は、制度上、きのこ生産業やもやし栽培業などを食品製造業として扱う一方、その他の農業融資が保険対象とならないため、農業融資の保証引受が極めて少ない状況にある。

このため、近年、建設業者や加工・流通業者が農業に参入するケースも見受けられるところであるが、これらの者が農業融資を受ける場合の保証については、従前利用していた信用保証協会の保証を利用できなくなるというケースも想定される。

このことから、このような者が、農業信用保証保険制度の情報提供不足により、基金協会による保証の利用機会を逸することの無いよう、各都道府県の基金協会は、地域を同じくする信用保証協会との連携体制を構築し、資金を必要とする者に対する信用補完を図ることとし、中小企業信用保険制度及び農業信用保証保険制度上の取扱いに疑問が生じた場合には、相互に連絡をとりながら、適切な対応を図るものとする。

2 スーパーS資金の保証に関する留意点

スーパーS資金の取扱融資機関は、農業協同組合系統金融機関のほか、銀行及び信用金庫も対象としている(農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知(以下「実施要綱」という。))第6の2の(3)のア)。

当該実施要綱において、融資機関がスーパーS資金の貸付に当たり為すべきこととして、農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等の審査、貸付実行後における借入者の資金利用状況及び経営状況等の把握を求めているが、融資機関が借受者に対して「営農指導」を行うことを求めることにはなっていない。

基金協会において、スーパーS資金の保証を引き受ける際には、「営農指導」を融資機関に求める等、融資機関に対して必要以上の要件を求めることで、結果的にスーパーS資金の融資機関を限定してしまうことのないよう、引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営が図られるよう留意されたい。

写

19経営第3447号
平成19年9月3日

中小企業庁事業環境部金融課長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業信用保証保険制度の適正な運営について

近年、農業生産の担い手は、高齢化等により減少していることから、担い手の育成・確保のためには、他産業からの農業への参入促進が重要となっています。これに伴い、地方銀行、信用金庫等、農業協同組合以外の地域金融機関による農業分野に対する融資の取組みも増えてきている状況にあります。

しかしながら、農業協同組合以外の金融機関については、農業信用保証保険制度の情報不足などから、農業信用基金協会の保証利用が進んでいない状況にあります。

一方、建設業者や加工・流通業を行う者が、農業に参入するケースも見受けられるところであり、従前、信用保証協会を利用していた者が、農業信用基金協会を利用することも想定されます。

このことから、別添写しのとおり、各都道府県農業信用基金協会に対して、農業信用保証保険制度の適正な運営について示した通知を発出しましたので、御了知の上、信用保証協会に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

写

19経営第3447号
平成19年9月3日

農林中央金庫代表理事理事長
全国銀行協会会長
社団法人全国地方銀行協会会長
社団法人第二地方銀行協会会長
社団法人全国信用金庫協会会長

殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業信用保証保険制度の適正な運営について

近年、農業生産の担い手は、高齢化等により減少していることから、担い手の育成・確保のためには、他産業からの農業への参入促進が重要となっています。これに伴い、地方銀行、信用金庫等、農業協同組合以外の地域金融機関による農業分野に対する融資の取組みも増えてきている状況にあります。

しかしながら、農業協同組合以外の金融機関については、農業信用保証保険制度の情報不足などから、農業信用基金協会の保証利用が進んでいない状況にあります。

このことから、別添写しのとおり、各都道府県農業信用基金協会に対して、農業信用保証保険制度の適正な運営について示した通知を発出しましたので、御了知の上、本制度の適正な利用により、農業者が必要とする資金の円滑な融通が図られるよう、貴会関係会員に対しても周知していただきますようお願いいたします。